

第七次伊達市総合計画策定支援業務委託プロポーザル審査要領

1 趣旨

第七次伊達市総合計画策定支援業務委託のプロポーザル実施にあたり、その審査の具体的な取扱いについて定める。

2 審査

(1) 審査委員会

企画財政部長、総務部長、健康福祉部長、経済環境部長、伊達市政策推進専門委員の計5名で組織する審査委員会において審査を行う。

(2) 審査方法

① 書類審査（応募者が多数の場合）

各提案者から提出のあった企画提案書の内容について、審査委員会で協議を行い、上位3者程度を選定する。

② 最終審査（プレゼンテーションの実施）

各応募者が実施するプレゼンテーションの内容に応じて、各審査委員の自己審査の集計をもとに、全体で意見交換し確認を行ったうえで、最も優れた提案を行った応募者を契約候補者として選定する。

なお、応募者が1者のみの場合は、プレゼンテーションは実施せず、書類審査により可否を判断する。

③ 採点・選定

審査員は提出された各企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、

④に掲げる審査基準に従い審査する。最終審査において、得点の合計が一番高い者を契約候補者とする。

④ 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	評価の観点
アンケートや各種会議等の運営方法に関すること (20点)	<ul style="list-style-type: none">・市民等のニーズを広く的確に把握するための効果的なアンケート調査や会議等の実施方法が、計画に適切に反映するための優れた提案となっているか。・本市の進むべき将来像を定めるために第六次伊達市総合計画の評価・分析及び総合戦略を踏まえた内容となっているか。また、社会潮流等を踏まえた手法がとられているか。・本市の特徴や課題を把握し、将来の人口推計や取り組むべき方向性を示すために必要な視点や考え

	<p>方に基づいたものになっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政執行方針と計画の整合方法、計画への盛り込み手法が示されているか。
<p>事業計画に関すること (40点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の内容に基づく業務のほか、企画提案内容が本市の特徴を生かした、独自性のある創意工夫のされたものとなっているか。 ・ 仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。
<p>事業遂行に関すること (40点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市との打合せや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる執行体制やスケジュールが組まれているか。 ・ 本調査業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。他の地方公共団体における総合計画等の策定支援業務実績を有しているか。